

平成30年第1回広尾町議会臨時会 第1号

平成30年1月23日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 報告第 1号 専決処分の報告について
- 5 議案第 1号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 2号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 3号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について
- 8 議案第 4号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）について
- 9 議案第 5号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 10 議案第 6号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 11 議案第 7号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 12 議案第 8号 平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 13 議案第 9号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 14 議案第10号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について
- 15 議案第11号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について

○追加議事日程

- 1 議会運営委員会報告
- 2 発議第 1号 国保病院のあり方に関する調査特別委員会の設置について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浜 野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北 藤 利 通 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 志 村 國 昭 | 6番 山 谷 照 夫 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 渡 辺 富久馬 |
| 9番 小 田 英 勝 | 10番 小 田 雅 二 |
| 11番 旗 手 恵 子 | 12番 浜 頭 勝 |
| 13番 堀 田 成 郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	村	瀬	優
副	町	長	田	中	章
会	計	理	道		淳
兼	出	室	道		淳
総	務	課	白	石	晃
総	務	課	松	田	哲
併	総	課	西	内	
併	総	課	折	笠	博
併	総	課	山	岸	雄
企	画	課	長	田	吉
企	画	課	宝	泉	
税	務	課	西	脇	秀
住	民	課	齊	藤	美
住	民	課	佐	藤	直
兼	住	課	村	上	洋
保	健	課	山	崎	勝
兼	老人福祉センター	長	山	崎	勝
保	健	課	佐	藤	清
地域包括支援センター	長		菅	原	樹
地域包括支援センター	次		金	石	輝
健康管理センター	長		村	上	洋
兼	老人ホーム	所	金	井	秀
特別養護老人ホーム	所		金	井	秀
農	林	課	平		浩
兼	町	場	平		浩
水産商工観光課	長		雄	谷	幸
水産商工観光課	長		室	谷	直
兼	建設	課	小	川	浩
建設	課		北	藤	盛
建設	課		前	田	憲
上下水道課	長		寺	井	
			小	川	浩

兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港湾課長	森	谷		亨
国保病院事務長	今	井	啓	容
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
国保病院事務次長	渡	辺	將	人
兼国保病院事務次長	金	石	輝	義

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	保	志		悟
兼海洋博物館長	保	志		悟
社会教育課長補佐	浜	頭		力
図書館長	奥	村	京	子

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今	村	弘	美
事務局 長	早	川		修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅	原	康	博
総 務 係 長	鎌	田		慎
総 務 係 主 事	林		菜々	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成30年第1回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から報告1件、議案11件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。
ここで、議員協議会の開催のため、本会議を休憩します。

午前10時01分 休憩

午前11時35分 再開

本会議を再開します。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。
村瀬町長。

1、町長（村瀬） 第1回の広尾町議会臨時会、ご参集いただきましてありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。

公用車の交通事故についてであります。

平成30年1月12日、職員が公用車で出張中に、帯広の市道で信号待ちをしている軽自動車に追突する事故を起こしました。当時は路面が凍結しており、ブレーキを踏み、とまろうとしましたが、とまり切れず、前方の停車している車両に追突し、バンパーを破損させたものであります。

なお、相手方及び当方にけがはありませんでした。

この事故に係る賠償等につきましては、内容が決まり次第、議会に報告させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

交通安全の励行については日ごろより指導を行っておりますが、このような事故が発生いたしましたことを深くおわび申し上げまして、職員にはさらに自覚を持つよう指導を徹底させてまいりたいと思っております。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第1号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

豊似小学校校舎改築工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

処分日につきましては、平成29年12月13日であります。

専決処分の理由であります。平成29年議案第51号により議決を得ました豊似小学校校舎改築工事の請負契約の締結についてであります。基礎工事の施工に当たり地盤を掘削したところ、当初の設計よりも浅い深度で支持地盤が確認され、設計変更により基礎の下に打つコンクリートの量を減らし、請負金額を減額する必要が生じたものであります。

変更の内容であります。

契約額についてであります。変更前が5億7,456万円、変更後が5億7,079万800円でありまして、376万9,200円の減額となります。

以下については変更のないものであります。

以上、報告といたします。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第5 議案第1号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第1号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第1号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、第5次広尾町行政改革大綱に基づき、特別職報酬等審議会へ諮問し答申を受けた特別職の給料月額及び期末手当の支給率について改正するものであります。

給料月額の改定につきましては、平成30年4月1日から平成32年4月29日までの間に限り、町長の給料月額を66万7,000円、副町長の給料月額を58万3,000円、教育長の月額給料を54万1,000円に減額するものであります。これにより、給料月額を基礎額とする期末手当についても連動して減額となります。

続きまして、期末手当支給率の改正については、現行の6月2.075月、12月2.225月の合計4.3月から6月2.125月、12月2.275月の計4.4月に改正するものであります。

なお、平成30年4月1日から平成32年4月29日までの間に支給することとなる期末手当については、改正前の支給率とするものであります。

改正実施時期につきましては、平成30年4月1日から施行したいとするものであります。

お手元の議案資料、お開きをいただければと思います。

議案資料1ページに、それぞれ今の関係する表が載っております。町長、副町長、教育長、それぞれ改正前、改正後、それから一番右の備考欄にそれぞれ特例期間を記載しているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第1号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第2号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第2号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案については、人事院勧告に基づき給料表及び勤勉手当の改定を行うものであります。

お手元の議案資料4ページであります。

1の給料表につきましては、(1)、行政職において1級の初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定であります。その他については、400円の引き上げを基本に改定を行うものであります。

(2)の医療職についてであります。行政職との均衡を基本に引き上げするものであります。

2の勤勉手当支給率の改定につきましては、平成29年度につきましては6月は現行どおりの0.85月、12月は0.95月の計1.8月になるものであります。平成30年度からは6月0.9月、12月0.9月の計1.8月に改正をするものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、給料表及び平成29年度の勤勉手当は平成29年4月1日から適用し、平成30年度からの勤勉手当については平成30年4月1日に施行するものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第2号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号～日程第15 議案第11号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第3号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから日程第15、議案第11号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第3号から議案第11号まで一括して提案説明を申し上げます。

主な補正内容につきましては、先ほど提案いたしました人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料、職員手当、共済費、福祉協会負担金及び水道会計負担金の追加並びに標準報酬月額の設定による共済組合負担金の減額及び人事異動に伴う整理であります。そのほか、特別会計予算の補正による特別会計繰入金の整理及び財源内訳の補正であります。

最初に、議案書20ページでありまして、議案第3号。

本案は、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ292万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億8,676万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

恐れ入ります、一般会計の事項別明細書をお願いいたします。

事項別明細書は3ページであります。

14款2項道補助金300万円の追加であります。強い農業づくり事業の補助金でありまして、農業経営体の設備投資について事業が採択をされ、同額を事業経営体に補助するものであります。

17款2項特別会計繰入金7万9,000円の減額は、港湾管理特別会計予算の補正により繰入金を整理するものであります。

次のページの補正の歳出であります。

歳出の各款におきまして人件費の追加及び整理を行い、予備費で財源調整したものであります。

5ページの3款1項1目社会福祉総務費の死体処理手当1万2,000円につきましては、身寄りのない高齢者の葬祭に係る手当の追加であります。

8 ページ、5 款 1 項 3 目農業振興費300万円の追加につきましては、今、歳入で説明いたしました農業経営体の設備投資に対する補助金であります。

10ページ、7 款 1 項 3 目街路灯費につきましては、街路灯の修繕費94万3,000円の追加であります。

続きまして、議案第4号についてであります。

23ページであります。

本案は、平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるものです。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであるものです。次のページの補正の歳出であります。

給与条例の改正に伴う人件費の追加及び一般会計繰出金の整理であります。

次、25ページの議案第5号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額に44万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を6,842万1,000円とするものであるものです。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものです。

次のページの補正の歳入であります。

一般会計繰入金の整理であります。

補正の歳出であります。

1 款 1 項簡易水道費につきましては、給与条例の改正に伴う追加であります。

4 款 1 項簡易水道施設災害復旧費につきましては、落雷により破損した豊似浄水場及び音調津浄水場の機器の復旧工事であります。

次、議案第6号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万7,000円を追加し、総額を5億582万3,000円とするものであるものです。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものです。

補正の内容であります。給与条例の改正に伴う人件費の追加、水道会計への負担金の追加及び財源内訳の補正でありまして、一般会計から繰り入れをするものであるものです。

次に、議案第7号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を12億7,402万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

補正の内容であります。給与条例の改正に伴う人件費の追加及び標準報酬月額の設定による共済費の減額でありまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、議案第8号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ61万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億3,713万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

補正の内容であります。給与条例の改正に伴う人件費の追加、事務量の増による時間外勤務手当の追加、標準報酬月額の設定による共済費の減額でありまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、議案第9号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ81万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億5,359万5,000円とするものであります。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

補正の内容であります。給与条例の改正に伴う人件費の追加でありまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、議案第10号についてであります。

第1条は、平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で、第1款第1項医業収益に175万4,000円を追加し、同款第2項医業外収益に173万2,000円を追加し、支出で第1款第1項医業費用に282万6,000円を追加し、同款第3項の予備費に66万円を追加して整理をするものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、417万1,000円を追加するものであります。

第4条は、他会計からの補助金を「389,521千円」に改めるところであります。

補正の内容であります。

収入につきましては、一般会計からの負担金を整理するものであります。

支出につきましては、人事異動と給与条例改正に伴う職員給与費の追加及び燃料の価格上昇による燃料費の追加並びに病院の経営形態検討調査のための委託料、委員報酬、費用弁償及び普通旅費の追加であります。

お手元の病院事業会計の事項別明細書をお願いいたします。

2 ページ、3 ページにあります。支出の関係であります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、3 目の経費であります。節に行きまして、2 節の旅費90万3,000円、14節の委託料、説明の欄の一番下であります。経営形態検討調査委託料43万2,000円、19節の報償費60万円が委員報酬であります。この関係につきましては、病院経営形態の検討調査のためのそれぞれの諸経費であります。

次に、議案書41ページをお願いいたします。

議案第11号についてであります。

第1条は、平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものである。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益に7万円を追加し、支出で第1款第1項営業費用に71万2,000円を追加するものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、17万2,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。給与条例の改正に伴い、収入で他会計負担金の追加、支出で人件費の追加及び落雷により破損した機器の修繕料の追加であります。

以上で、議案第3号から議案第11号までの補正予算についての提案理由といたします。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

休憩します。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

再開します。

これより質疑に入ります。議案第3号から議案第11号までの9件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第3号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第11号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第11号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第3号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第11号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 2時01分 休憩

午後 2時01分 再開

再開します。

◎日程追加の議決

1、議長（堀田） さきの休憩中に開催された議員協議会において、町から国保病院の現状と今後について説明があり、議会として特別委員会を設置して調査が必要であるとの結論に至りました。それを受けて議会運営委員会が開催され、取り扱いについて協議されています。

お諮りします。国保病院のあり方に関する調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加議事日程として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、国保病院のあり方に関する調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加議事日程とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後 2時01分 休憩

午後 2時04分 再開

再開します。

◎追加議事日程第1 議会運営委員会報告

1、議長（堀田） 追加議事日程第1、議会運営委員会報告を行います。

本報告書は、お手元に配付しています。

ここで、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、小田^{おだ}雅二議員、登壇の上、報告願います。

1、議会運営委員会委員長（小田^{おだ}） 議会運営委員会所管事務調査報告を行います。

平成29年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会の開催状況であります、本日、平成30年1月23日であります。

開催場所、出席委員、出席議会事務局職員等については、お手元の報告書に記載のあるとおりであります。

調査の内容であります、議長の諮問に関する事項について、広尾町国保病院のあり方に関する調査のため、今臨時会会期中に議長を除く全議員で構成する「国保病院のあり方に関する調査特別委員会」を議長発議で設置することにしました。

なお、閉会中の継続調査とし、調査期間は調査終了までとすることで協議、了承されました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

◎追加議事日程第2 発議第1号

1、議長（堀田） 追加議事日程第2、発議第1号 国保病院のあり方に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件は、国保病院の現状及び今後に関する調査を行うため、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は、議長を除く議員全員で構成する国保病院のあり方に関する調査特別委員会を設置して閉会中の継続調査とし、調査期間は調査終了までとすることに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、国保病院のあり方に関する調査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午後 2時07分 休憩

午後 2時13分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました国保病院のあり方に関する調査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨、通知がありましたので報告します。

委員長には浜頭勝議員、副委員長には旗手恵子議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて平成30年第1回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 2時13分